

平成30年度以降の総合事業サービスにおける留意事項について

平成30年3月末にて介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスにおける事業所の「みなし指定」が終了します。河内長野市に更新申請をしていただいた事業所につきましては、平成30年4月から、河内長野市が、独自に指定したサービス事業所として、上記のサービスを提供していただくこととなります。これに伴い、前年度と請求等について下記のとおり一部変更となりますので、ご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

①利用対象者について

河内長野市が指定する介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスについて、提供できる対象者は「河内長野市の被保険者」に限ります（住所地特例者は除く）。他市被保険者に対してサービスを提供する場合は、当該市の指定が必要となりますのでご注意ください。

＜サービス提供の可否＞

		被保険者	
		河内長野市	A市
事業所指定市町村	河内長野市	○	× (A市の指定必要)
	A市	× (河内長野市の指定必要)	○
	河内長野市 A市両方	○	○

※ただし、住所地特例対象者については、施設所在地市町村から指定を受けていれば提供可能です。

②報酬請求に使用するサービスコードの変更について

平成29年度に使用していたA1・A5のサービスコードが使用できなくなります。平成30年度からはA2・A6のサービスコードをご使用ください。

	平成30年3月末まで	平成30年4月から
介護予防訪問介護相当サービス	A1	A2
介護予防通所介護相当サービス	A5	A6

③地域区分について

河内長野市の指定を受けた事業所において、地域区分は施設所在市町村ではなく、**指定を受けた市町村の地域区分を使用すること**となります。河内長野市の被保険者に対し、サービスを提供する場合は河内長野市の地域区分（6級地）にて算定していただくようご注意ください。

	河内長野市の被保険者に 総合事業サービスを提供	他市町村の被保険者に 総合事業サービスを提供 (※当該市からの指定が必要)
河内長野市内に所在 する事業所	河内長野市の総合事業のサービスコードで請求 地域区分：本市の地域区分	他市町村の総合事業のサービスコードで請求 地域区分：他市町村の地域区分
河内長野市以外に所在する事業所	6級地 訪問 10.42円(1単位) 通所 10.27円(1単位)	(例) 5級地の場合 訪問 10.70円(1単位) 通所 10.45円(1単位)

※ただし、住所地特例対象者の場合は、施設所在地の市町村が実施する総合事業のサービスを利用するため、施設所在地の市町村の地域区分となります。